

条 例	規 則	審査基準
<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第四章 訪問看護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第六十五条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(看護師等の員数)</p> <p>第六十六条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ご</p>	<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>第四章 訪問看護</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防等に関する審査基準</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>三 訪問看護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 看護師等の員数 <u>(基準条例第六十六条)</u></p> <p>① 指定訪問看護ステーションの場合 <u>(基準条例第六十六条</u> 第一項第一号)</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションにおける保</p>

<p>とに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)イ及びロに定めるとおりとする。</p> <p>イ 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。)常勤換算方法で、2.5以上となる員数</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数</p> <p>二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定訪問看護の提供に当たる看護職員適当数</p> <p>2 前項第一号イの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス基準条例第六十六条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス基準条例第六十五条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下</p>		<p>健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。</p> <p>ロ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。</p> <p>ハ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置するものとする(配置しないことも可能である。)</p> <p>ニ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。</p> <p>② 指定訪問看護を担当する医療機関の場合(基準条例第六十六条第一項第二号) 指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置かなければならない。</p>
---	--	--

<p>同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第六十六条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(次項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事</p>		<p>③ 指定定期巡回・随時対応訪問介護看護又は指定複合型サービスとの一体的運営について(基準条例第六十六条第四項及び第五項)</p> <p>指定訪問看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が指定訪問看護事業所と同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業又は指定複合型サービス事業(以下③において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等」という。)の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数(常勤換算方法で2.5)を配置していることをもって、指定訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができることとしている。</p> <p>なお、指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護</p>
---	--	---

<p>業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p>		<p>職員の人員配置基準を満たしていることにより指定訪問看護の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなされている場合については、当該指定訪問看護事業の人員配置基準を満たしていることをもって別の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなされないので留意すること。</p> <p>(2) 指定訪問看護ステーションの管理者 (<u>基準</u> <u>条例第六十七条</u>)</p> <p>① 訪問看護ステーションの管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定訪問看護ステーションの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>イ 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>ロ 当該指定訪問看護ステーションが健康</p>
---	--	--

<p>3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>		<p>保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>ハ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられるが、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</p> <p>② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十四条第三項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである。</p> <p>③ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむ</p>
--	--	---

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第六十八条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設</p>		<p>を得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと知事に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものである。</p> <p>④ 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定訪問看護ステーションの場合（<u>基準条例第六十八条</u>第一項）</p> <p>① 指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、</p>
---	--	---

<p>けることで足りるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>		<p>両者を共用することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。</p> <p>② 事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>③ 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合 (<u>基準条例第六十八条</u>第二項)</p> <p>① 指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設ける必要がある。なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の</p>
---	--	--

<p>3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第六十八条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆基準条例第 80 条</p> <p>第九条 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第七十八条に規定する運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事</u></p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等) ☆基準規則第 20 条</p> <p>第四条 <u>条例第八十条において準用する条例第九条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織(指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信</u></p>	<p>事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。</p> <p>② 指定訪問看護事業に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。ただし、設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆第三の三の3の(7)</p> <p><u>基準条例第九条及び基準規則第四条は、指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問看護事業所の運営規程の概要、</u></p>
--	--	---

<p>項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であって次に掲げる方法により提供する方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの</p> <p>イ <u>指定訪問看護事業者</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ <u>指定訪問看護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された<u>条例第八十条</u>において準用する<u>条例第九条</u>に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第三項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要</p>	<p><u>看護師等</u>の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該<u>指定訪問看護事業者</u>が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から<u>指定訪問看護</u>の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び<u>指定訪問看護事業者</u>双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
---	---	--

<p>(提供拒否の禁止) ☆基準条例第 80 条 第十条 <u>指定訪問看護事業者</u>は、正当な理由なく <u>指定訪問看護</u>の提供を拒んではならない。</p>	<p>事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 <u>指定訪問看護事業者</u>は、重要事項を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第一項各号に規定する方法のうち<u>指定訪問看護事業者</u>が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の規定による承諾を得た<u>指定訪問看護事業者</u>は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 提供拒否の禁止 ☆第三の三の3の(7) <u>基準条例</u>第十条は、<u>指定訪問看護事業者</u>は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や</p>
---	--	--

<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第六十九条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介等の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆基準条例第 80 条</p> <p>第十二条 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものと</u></p>		<p>所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な<u>指定訪問看護</u>を提供することが困難な場合である。</p> <p>(1) サービス提供困難時の対応</p> <p>指定訪問看護事業者が、指定訪問看護の提供を拒否する正当な理由としては、第三の一〔訪問介護〕の3の(2)に示した理由のほか、利用申込者の病状等により、自ら適切な訪問看護の提供が困難と判断した場合が該当するが、これらの場合には、基準条例第六十九条の規定により、指定訪問看護事業者は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(4) 受給資格等の確認 ☆第三の三の3の(7)</p> <p>① 基準条例第十二条第一項は、指定訪問看護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問</p>
--	--	--

<p>する。</p> <p>2 <u>指定訪問看護事業者</u>は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>指定訪問看護</u>を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助)☆基準条例第 80 条</p> <p>第十三条 <u>指定訪問看護事業者</u>は、<u>指定訪問看護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定訪問看護事業者</u>は、居宅介護支援(これに</p>		<p><u>看護事業者</u>は、<u>指定訪問看護</u>の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第十二条第二項</u>は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>指定訪問看護事業者</u>は、これに配慮して<u>指定訪問看護</u>を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助 ☆第三の三の3の(7)</p> <p>① <u>基準条例第十三条第一項</u>は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、<u>指定訪問看護</u>の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、<u>指定訪問看護事業者</u>は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第十三条第二項</u>は、要介護認定の</p>
--	--	---

<p>相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)☆基準条例第80条</p> <p>第十四条 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第七十条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護</p>		<p>有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該更新認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、<u>指定訪問看護事業者</u>は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
--	--	--

<p>を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆基準条例第 80 条</p> <p>第十六条 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</u></p>		<p>(6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆第三の三の3の(7)</p> <p><u>基準条例第十六条は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>参考：「施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼するこ</p>
---	--	--

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆基準条例第 80 条

第十七条 指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助) ☆基準条例第 80 条

第十八条 指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

とをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業者は、指定事業者(第一号イ)のほか、基準該当事業者(第一号ロ)も含む。

参考：「施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画(ハ)及び被保険者(利用者)が自分で作成し、市町村に届け出た計画(ニ)をいう。

(7) 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆第三の三の3の(7)

基準条例第十八条は、指定訪問看護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問看護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問看護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者

<p>(身分を証する書類の携行) ☆基準条例第 80 条 第十九条 <u>指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</u></p> <p>(サービスの提供の記録) ☆基準条例第 80 条 第二十条 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又</u></p>		<p>に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(8) 身分を証する書類の携行 ☆第三の三の3の(7) <u>基準条例第十九条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護師等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</u></p> <p>(9) サービスの提供の記録 ☆第三の三の3の(7) ① <u>基準条例第二十条第一項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な</u></p>
--	--	---

<p>はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</u></p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第七十一条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>		<p>事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第二十条第二項は、当該指定訪問看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、<u>基準条例第七十九条第二項の規定に基づき、当該指定訪問看護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(2) 利用料の受領</p> <p>① <u>基準条例第七十一条第一項、第三項及び第四項については、第三の一〔訪問介護〕の3の(10)の①、③及び④を参照された</u>いこと。</p> <p>第三の一の3 (10)より</p> <p>① <u>基準条例第七十一条第一項は、指定訪問</u></p>
---	--	---

<p>2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三</p>		<p><u>看護事業者</u>は、法定代理受領サービスとして提供される<u>指定訪問看護</u>についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割（法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>参考：法第五十条、第六十条、第六十九条第三項の規定とは、次のようなものである。</p> <p>ア 法第五十条、第六十は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。</p> <p>イ 法第六十九条第三項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。</p> <hr/> <p>② <u>基準条例第七十一条</u>第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである</p>
---	--	--

<p>条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受け</p>		<p>指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額との間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、第三の一〔訪問介護〕の3の(10)の②のなお書きを参照されたいこと。</p> <p>第三の一の3 (10)より</p> <p>② 〔略〕</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる<u>指定訪問看護</u>のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が<u>指定訪問看護</u>の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、<u>指定訪問看護事業所</u>の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が<u>指定訪問看護</u>の事業の会計と区分されていること。</p> <p>③ <u>基準条例第七十一条第三項は、指定訪問</u></p>
---	--	---

<p>る額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆基準条例第 80 条</p> <p>第二十二條 <u>指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</u></p>		<p><u>看護事業者は、指定訪問看護の提供に関して、基準条例第七十一条第一項及び第二項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものである。</u></p> <p>④ <u>基準条例第七十一条第四項は、指定訪問看護事業者は、基準条例第七十一条第三項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</u></p> <p>(11) <u>保険給付の請求のための証明書の交付 ☆第三の三の3の(7)</u></p> <p><u>基準条例第二十二條は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と</u></p>
--	--	---

<p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p>第七十二条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十三条 看護師等が行う指定訪問看護の方針は、第六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p>	<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第十七条 条例第七十三条の指定訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び条例第七十五条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。</p> <p>二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。</p>	<p>認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p><u>基準条例第七十二条</u>及び<u>第七十三条並びに基準規則第十七条</u>にいう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。</p> <p>① 指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。</p> <p>② 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図るよう努めなければならないものであること。</p> <p>③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。</p> <p>④ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽</p>
---	---	---

<p>(主治の医師との関係)</p> <p>第七十四条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報</p>	<p>四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>五 特殊な看護等については、これを行ってはいならない。</p>	<p>を積むことを定めたものであること。</p> <p>⑤ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。</p> <p>(4) 主治医との関係 (基準条例第七十四条)</p> <p>① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書(以下「指示書」という。)に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。</p> <p>② 基準条例第七十四条第二項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。</p> <p>③ 指定訪問看護事業所の管理者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供</p>
---	--	--

<p>告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p> <p>(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)</p> <p>第七十五条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。</p> <p>2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。</p> <p>3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっ</p>		<p>するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。</p> <p>④ 指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。</p> <p>⑤ 保健医療機関が指定訪問看護事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。</p> <p>(5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p> <p>① 基準条例第七十五条は、看護師等(准看護師を除く。)が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。</p> <p>② 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の</p>
---	--	--

<p>ては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>		<p>計画を立案する。</p> <p>③ 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。</p> <p>④ 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、<u>交付した訪問看護計画書は、基準条例第七十九条第二項の規定に基づき、当該指定訪問看護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p>
---	--	---

<p>4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p>		<p>⑥ 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、<u>基準条例第七十四条</u>第四項により、主治の医師への訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、<u>基準条例第七十五条</u>第四項に基づく訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成十二年三月三十日老企第五十五号）に定める訪問看護計画書を参考に<u>事業所ごと</u>に定めるものを交付することで差し支えない。</p> <p>⑦ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、<u>基準条例第七十五条</u>に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書（当該計画書を<u>基準条例第七十四条</u>第四項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。</p> <p>⑧ 管理者にあつては、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わな</p>
--	--	---

<p>7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。</p> <p>(同居家族に対する訪問看護の禁止)</p> <p>第七十六条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆基準条例第80条</p> <p>第二十七条 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p>一 正当な理由なしに<u>指定訪問看護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p>		<p>ればならない。</p> <p>⑨ 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。</p> <p>(14) 利用者に関する市町村への通知 ☆第三の三の3の(7)</p> <p><u>基準条例第二十七条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第二十二条第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問看護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</u></p>
---	--	---

<p>第七十七条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務) ☆<u>基準条例第 80 条</u></p> <p>第五十七条 <u>指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第十八条 条例第七十八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 	<p>(4) 管理者の責務 ☆<u>第三の三の3の(7)</u></p> <p><u>基準条例第五十七条は、指定訪問看護事業所の管理者の責務を、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問看護事業所の従業者に基準条例の第四章第四節(運営に関する基準)及び基準規則第十七条から第二十条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</u></p> <p>第三の一の3 (17)より</p> <p>[略] なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)</p>
---	--	---

	<p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 <u>苦情処理に関する事項</u></p> <p>八 <u>虐待防止に関する事項</u></p> <p>九 その他運営に関する重要事項</p>	<p>① [略]</p> <p>② <u>利用料その他の費用の額（基準規則第十八条第四号）</u> 「利用料」としては、法定代理受領サービスである<u>指定訪問看護</u>に係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない<u>指定訪問看護</u>の利用料を、「その他の費用の額」としては、<u>基準条例第七十一条第三項</u>により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること〔略〕。</p> <p>③ <u>通常の事業の実施地域（基準規則第十八条第五号）</u> 客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔以下略〕。</p> <p>④ <u>苦情処理に関する事項（基準規則第十八条第七号）</u> <u>苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること</u>〔以下略〕。</p> <p>⑤ <u>虐待防止に関する事項（基準規則第十八条第八号）</u> <u>従業者に対する研修、苦情処理の体制整</u></p>
--	--	---

(勤務体制の確保等) ☆基準条例第 80 条

第三十二条 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の、看護師等によって指定訪問看護を提供しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指すものであること〔以下略〕。

(19) 勤務体制の確保等 ☆第三の三の3の(7)

基準条例第三十二条は、利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

① 〔略〕

② 基準条例第三十二条第二項は、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問看護事業所の看護師等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指すものであること。〔以下略〕

③ 基準条例第三十二条第三項は、当該指定訪問看護事業所の従業者たる看護師等の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。

第三の三の3 (7)より

② 準用される基準条例第三十二条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならないものであること。

(20) 衛生管理等 ☆第三の三の3の(7)

基準条例第三十三条は、指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講

(衛生管理等) ☆基準条例第 80 条

第三十三条 指定訪問看護事業者は看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

<p>(掲示) ☆基準条例第 80 条</p> <p>第三十四条 <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</u></p> <p>(秘密保持等) ☆基準条例第 80 条</p> <p>第三十五条 <u>指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>2 <u>指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議</u></p>		<p>じる必要がある。</p> <p>(21) 秘密保持等 ☆第三の三の3の(7)</p> <p>① <u>基準条例第三十五条第一項は、指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第三十五条第二項は、指定訪問看護事業者に対して、過去に当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</u></p> <p>③ <u>基準条例第三十五条第三項は、看護師等</u></p>
---	--	--

<p>等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆基準条例第 80 条 第三十六条 <u>指定訪問看護事業者</u>は<u>指定訪問看護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)☆ 基準条例第 80 条 第三十七条 <u>指定訪問看護事業者</u>は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆基準条例第 80 条 第三十八条 <u>指定訪問看護事業者</u>は、提供した指</p>		<p>がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、<u>指定訪問看護事業者</u>は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆第三の三の3の(7) <u>基準条例第三十七条</u>は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、<u>指定訪問看護事業者</u>は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p> <p>(23) 苦情処理 ☆第三の三の3の(7) ① <u>基準条例第三十八条</u>第一項にいう「必要な</p>
---	--	---

<p><u>定訪問看護</u>に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定訪問看護事業者</u>は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定訪問看護事業者</u>は、提供した<u>指定訪問看護</u>に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応</p>		<p>措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>② <u>基準条例第三十八条第二項</u>は、利用者及びその家族からの苦情に対し、<u>指定訪問看護事業者</u>が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(<u>指定訪問看護事業者</u>が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。</p> <p>また、<u>指定訪問看護事業者</u>は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、<u>基準条例第七十九条第二項</u>の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、<u>当該指定訪問看護を提供した日から5年間保存</u>しなければならない。</p> <p>③ <u>基準条例第三十八条第三項</u>は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、</p>
--	--	---

<p>じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定訪問看護事業者</u>は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>指定訪問看護事業者</u>は、提供した<u>指定訪問看護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定訪問看護事業者</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆基準条例第 80 条 第三十九条 <u>指定訪問看護事業者</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定訪問看護</u>に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>		<p>保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、<u>指定訪問看護事業者</u>に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>(24) 地域との連携 ☆第三の三の3の(7) <u>基準条例第三十九条</u>は、<u>基準条例第四条第二項</u>の趣旨に基づき、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相</p>
--	--	--

(事故発生時の対応) ☆基準条例第 80 条

第四十条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

談員派遣事業のほか、市町村が、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業等が含まれるものである。

(25) 事故発生時の対応 ☆第三の三の3の(7)

基準条例第四十条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準条例第七十九条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、当該指定訪問看護を提供した日から5年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問看護事業者が定めておくこと

<p>(会計の区分) ☆<u>基準条例第 80 条</u></p> <p><u>第四十一条</u> <u>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第七十九条</u> 指定訪問看護事業者は、従業者、設</p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p>	<p>が望ましいこと。</p> <p>② <u>指定訪問看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</u></p> <p>③ <u>指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</u></p> <p>(26) 会計の区分 ☆<u>第三の三の3の(7)</u></p> <p><u>基準条例第四十一条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、次の関係通知等によるものとする。</u></p> <p>① <u>介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成十三年三月二十八日 老振発第十八号 厚生労働省老健局振興課長通知)</u></p> <p>② <u>指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成十二年三月十日 老計第八号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)</u></p> <p>(6) 記録の整備</p>
---	---------------------	---

<p>備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する規則で定める記録を整備し、<u>その完結の日(当該指定訪問看護を提供した日をいう。)</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p><u>(暴力団関係者の排除) ☆基準条例第 80 条 第四十三条 指定訪問看護事業者は、その運営について、暴力団関係者(大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。)の支配を受けてはならない。</u></p>	<p>第十九条 条例第七十九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 条例第七十四条第二項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>二 訪問看護計画書</p> <p>三 訪問看護報告書</p> <p>四 条例第八十条において準用する条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 条例第八十条において準用する条例第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 条例第八十条において準用する条例第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 条例第八十条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、<u>基準条例第七十九条及び基準規則第十九条</u>により整備すべき記録のうち、<u>主治の医師による指示の文書</u>、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。</p> <p><u>参考：訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成十二年三月三十日 老企第五十五号)</u></p> <p><u>(27) 暴力団関係者の排除 ☆第三の三の3の(7) 基準条例第四十三条は、指定訪問看護事業所を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。</u></p> <p><u>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員等について暴力団関係者が含まれては</u></p>
--	---	--

<p>(準用) ☆「基準第 80 条」と記載した条で読み替え 第八十条 第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第四十一條まで、第四十三條及び第五十七條の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第七十八条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) ☆「基準規則第 20 条」と記載した条で読み替え 第二十条 第四条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条」とあるのは、「第八十条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>ならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。(以下略)</u></p> <p>(7) 準用 ☆ 基準条例第八十条及び基準規則第二十条の規定により、<u>基準条例第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第四十一條まで、第四十三條及び第五十七條並びに基準規則第四条の規定は</u>、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、<u>第三の一〔訪問介護〕の3の(1)、(2)、(4)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(27)まで並びに第三の二〔訪問入浴介護〕の3の(4)を参照されたい。</u>この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>基準条例第十四条(心身の状況等の把握)中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴」と読み替えられること。</u></p> <p>② <u>準用される基準条例第三十二条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則</u></p>
---	--	---

【第三の三 訪問看護】

		<p>として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはならないものであること。</p>
--	--	--